

青森県報

第千九百十三号

平成十三年八月二十七日(月曜日)

目次

告示

○保安林の指定……………(林政課) ……一

○保安林の指定解除予定……………(同) ……一

○青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) ……二

公告

○採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(東地方農林水産事務所) ……三

○土地改良区の清算人の退任……………(中南地方農林水産事務所) ……四

正誤

○平成十三年三月二十六日号外第二十号規則中……………(健康医療課) ……四

告示

青森県告示第四百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月二十七日

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字松木七八の二六から七八の二八まで、七八の五四、七八の五五、七八の五七、七八の七五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百八十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十

十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年八月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二の一〇二六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

青森県告示第四百八十八号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十三年八月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住 所	期 日	聴聞の期日及び場所
熊 木 初 男	北津軽郡小泊村字小泊一二〇番地一	平成十三年九月十八日午後二時三十分	青森市長島一丁目一番一號青森県庁西棟六階農林水産部会議室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 管理指導班 電話〇一七―七三四―九五九一)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一號

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成十三年年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公告する。

平成十三年八月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十三年十月十二日(金)午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一番四〇号

青森県観光物産館「アスパム」三階 会議室 「おがわら」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項

三 受験願書の受付期間

平成十三年九月三日(月)から同月二十五日(火)まで(郵送の場合は、同月二十五日付けの消印のあるものまで有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一番一號

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料 八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県国土整備部河川砂防課で配布する。
(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を張り付けたものを同封すること。)

受験者には、青森県国土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年八月二十七日

東地方農林水産事務所長 山口 忠久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	坂本 祐一	東津軽郡蓬田村大字長科字川瀬二九	平成一三・七・八就任
"	森 清秀	大字阿弥陀川字汐千	"
"	高田 重義	大字郷沢字浜田一三	"
"	坂本 重彦	大字中沢字浪返三六	"

職名	氏名	住所	就任及び退任の年月日
監事	蝦名 勉	大字広瀬字坂元五四	一三・七退任
"	松本 栄徳	大字長科字鶴嶮二三	"
"	高田精千雄	大字郷沢字浜田二三	"
"	若佐 秀雄	大字中沢字池田一	"
"	三上永久男	大字蓬田字汐越七二	"
"	八幡 敏雄	大字広瀬字高根二二	"
"	森 秀夫	大字阿弥陀川字汐千	"
"	吉崎 治八	大字蓬田字汐越一三	"
"	森 弘美	大字阿弥陀川字汐千	"
監事	八戸 年美	"	"
"	大宮 正志	大字郷沢字浜田一四	"
"	吉田 清敏	大字中沢字池田三三	"
理事	坂本 祐一	大字長科字川瀬二九	"
"	森 繁春	大字阿弥陀川字汐千	"
"	坂本 重彦	大字中沢字浪返三六	"
"	吉崎 治八	大字蓬田字汐越一三	"
"	森 清秀	大字阿弥陀川字汐千	"
"	森 秀夫	"	"
"	田中 功	大字広瀬字坂元六一	"
"	下山 嘉幸	大字長科字川瀬四五	"
"	若佐 秀雄	大字中沢字池田一	"
"	高田精千雄	大字郷沢字浜田二三	"
"	大宮 正志	"	"
監事	越田 豊治	大字広瀬字坂元六〇	"

八戸 年美	大字阿弥陀川字汐干
藤本 巖	大字長科字鶴喰三七
の三	〃
〃	〃

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した浪岡東部台地土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

正 誤

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成三・三・六 号外第二〇号	規 則	第二四号	五	下	六	当該学院」を	当該学院に」を

健康医療課

平成十三年八月二十七日

中南方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

氏 名	住 所	退任の年月日
鎌田 正昭	南津軽郡浪岡町大字本郷字柳田四三の一	平成三・七・七
對馬 養太郎	〃 〃 〃 字篠原一八	〃
鎌田 義昭	〃 〃 〃 〃 〃 一二	〃
奥谷 康隆	〃 〃 〃 〃 〃 字田ノ沢二二九の四	〃
乘田 金幸	黒石市大字竹鼻字村元一一〇の三	〃

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭